

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

【児童扶養手当受給世帯への給付】

支給対象者

次のうち、いずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が加算

申請期間

- ①の場合 申請の必要はありません
- ②・③の場合 令和2年8月3日(月)～令和3年3月1日(月)

支給時期

- ①の場合 令和2年7月下旬 ※支払い済
- ②・③の場合 令和2年9月下旬より随時

申請場所

子育て支援課(甚目寺庁舎)、七宝市民サービスセンター(七宝公民館)、美和市民サービスセンター(本庁舎)

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

支給対象者

前述①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

支給額

1世帯5万円

申請期間

令和2年8月3日(月)～令和3年3月1日(月)

支給時期

令和2年9月下旬より随時

申請場所

子育て支援課(甚目寺庁舎)、七宝市民サービスセンター(七宝公民館)、美和市民サービスセンター(本庁舎)

問合せ 子育て支援課 ☎444・3173 FAX443・3555